

令和 8 年度

奥州市奨学金 貸与申請のご案内

奥州市奨学金は、経済的理由により修学が困難な方に修学の機会を確保し、有用な人材を育成することを目的として、修学に要する費用の一部を無利息でお貸しするものです。

奨学金は「入学準備金」と「修学資金」の2種類です。

貸与を希望する方は、将来的な返還計画などを見据えたうえで、この案内に記載されている内容をご覧になり、受付締切までに書類に不備の無いように申請してください。

○入学準備金（令和8年4月に学校等への入学を予定している方の保護者対象）

第1回 受付締切：令和8年1月29日（木）

第2回（最終）受付締切：令和8年4月16日（木）

○修学資金（学校等に在学する学生本人対象）

受付締切：令和8年4月16日（木）

※受付時間は、土・日祝日等の閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

※郵送での申請は、締切日当日消印があるものまで

【問い合わせ・申請書提出先】

奥州市教育委員会事務局 教育総務課 総務係
〒023-1192

岩手県奥州市江刺大通り1番8号
（江刺総合支所4階）

直通電話：0197-34-1319

代表電話：0197-35-2111（内線2412）

URL：<https://www.city.oshu.iwate.jp>

※申請書は、学校に提出するものではありません。

※各総合支所内の教育委員会各支所でも申請を受け付けますが、内容についてのお問い合わせは教育総務課に直接お願いいたします。

1 入学準備金

令和8年4月に学校等への入学を予定している方の保護者に、入学するための準備に要する費用に充てるためにお貸しする奨学金です。

1-1 貸与対象者

次の要件をすべて満たす方

- (1) 令和8年4月に学校等に入学を予定している者の保護者等で、その入学準備に要する費用の支弁が困難である者
- (2) 令和7年10月1日以前から奥州市内に住所を有している者
- (3) 市税の滞納その他奥州市に対する債務の不履行がない者
- (4) 奥州市奨学金貸与条例の規定に基づき貸与を受けた奨学金の返還を怠っていない者又は返還を怠っている者の連帯保証人になっていない者
- (5) 次の要件をすべて満たす連帯保証人が得られる者
 - (ア) 申請者と生計を別にする者で岩手県内に在住し独立して生計を営む者
 - (イ) 市税の滞納その他本市に対する債務の不履行がない者
 - (ウ) 奥州市奨学金貸与条例の規定に基づき貸与を受けた奨学金の返還を怠っていない者又は返還を怠っている者の連帯保証人になっていない者
 - (エ) 令和8年4月1日時点で20歳以上55歳未満である者

注：内容の確認のため、連帯保証人と連絡をとる場合があります。

1-2 貸与額・貸与予定人数

学校区分		金額	定員
高等学校など ・高等学校 ・中学校卒業程度を入学資格とする専修学校など	国公立	50,000円以内	第1回：30名 (1月29日締切)
	私立	100,000円以内	
高等専門学校など ・高等専門学校 ・高等学校卒業程度を入学資格とする専修学校の専門課程		100,000円以内	第2回：10名 (4月16日締切)
大学など（短期大学、大学院を含む）		250,000円以内	

1-3 申請必要書類

- (1) 入学準備金貸与申請書（様式第1号）
- (2) 入学する者の父母（または親権者、後見人等）と連帯保証人の令和7年分（1月1日～12月31日）の収入を確認できる書類（源泉徴収票の写、確定申告書の控の写等）
- (3) 在学証明書（令和8年4月1日以降発行のもの）
※申請時点で提出できない場合は、入学許可証、合格通知書等の写を添付いただき、在学証明書については、改めて4月16日までに提出してください。
- (4) その他（必要に応じて追加で提出を求める場合があります。）

1-4 貸与の可否の通知及び貸与の時

締切後に審査会を開催し、教育委員会で決定します。その結果は、第1回は令和8年3月上旬、第2回は令和8年6月上旬に申請者全員に文書で通知します。貸与が可となった方には結果通知と併せて貸与手続きについてお知らせしますので、必要書類を揃えて手続きしてください。手続完了後、指定の申請者本人名義の口座に振り込みます。第1回は令和8年3月下旬、第2回は令和8年6月下旬を予定しています。

1-5 貸与された入学準備金の返還方法

令和8年10月から返還を開始し、高等学校等は令和11年3月まで、高等専門学校等及び大学等は令和12年3月までの間に年賦又は月賦で口座振替により返還することになります。

2 修学資金

学生本人に、修学のための費用として定額を正規の修学期間お貸しする奨学金です。

2-1 貸与対象者

次の要件をすべて満たす方

- (1) 令和8年4月に学校等に在学している者で、その学資の支弁が困難である者
- (2) 最終出身学校又は在学校の学校長が学業成績・人物ともに優秀と認めて推薦した者
- (3) 保護者（又は親権者、後見人等）が令和7年10月1日以前から引き続き奥州市内に住所を有している者
- (4) 次の要件をすべて満たす保護者等及び家族以外の者各1名（計2名）の連帯保証人が得られる者

【連帯保証人（保護者等）の要件】

- (ア) 市税の滞納その他本市に対する債務の不履行がない者
- (イ) 奥州市奨学金貸与条例の規定に基づき貸与を受けた奨学金の返還を怠っていない者又は返還を怠っている者の連帯保証人になっていない者

【連帯保証人（家族以外の者）の要件】

- (ア) 申請者と生計を別にする者で岩手県内に在住し独立して生計を営む者
- (イ) 市税の滞納その他本市に対する債務の不履行がない者
- (ウ) 奥州市奨学金貸与条例の規定に基づき貸与を受けた奨学金の返還を怠っていない又は返還を怠っている者の連帯保証人になっていない者
- (エ) 令和8年4月1日時点で20歳以上55歳未満である者
- (オ) 貸与された修学資金を完済する能力がある者

注：内容の確認のため、連帯保証人と連絡をとる場合があります。

2-2 貸与月額・貸与予定人数（貸与期間は正規の修学期間）

学校区分	金額（月額）	定員
高等学校など ・高等学校 ・中学校卒業程度を入学資格とする専修学校など	10,000円以内	40名 (4月16日締切)
高等専門学校など ・高等専門学校 ・高等学校卒業程度を入学資格とする専修学校の専門課程	20,000円以内	
大学など（短期大学、大学院を含む）	40,000円以内	

※ 貸与は半年分をまとめて申請者本人名義の口座に振り込みます。前半分を5月中旬（初年度は6月下旬予定）、後半分を10月中旬に振込みます。

2-3 申請必要書類

- (1) 修学資金貸与申請書（様式第14号）
- (2) 入学する者の父母（または親権者、後見人等）、連帯保証人（保護者等及び家族以外の者）の

令和7年分（1月1日～12月31日）の収入を確認できる書類（源泉徴収票の写、確定申告書の控の写等）

(3) 推薦書（様式第15号）

最終出身校又は令和8年3月までの在学期間に作成依頼し、厳封されたものを未開封のまま提出

(4) 理由書（市販のA4サイズの400字詰原稿用紙の利用も可）

家計の状況や学校で学びたいこと、将来の夢などについて、申請者（学生本人）が記載

(5) 在学証明書（令和8年4月1日以降発行のもの）

※申請時点で提出できない場合は、入学許可証、合格通知書等の写を添付いただき、在学証明書については、改めて4月16日までに提出してください。

(6) その他（必要に応じて追加で提出を求める場合があります。）

2-4 貸与の可否の通知及び貸与の時期

締切後に審査会を開催し、教育委員会で決定します。その結果は、令和8年6月上旬に申請者全員に文書で通知します。貸与が可となった方には結果通知と併せて貸与手続きについてお知らせしますので、必要書類を揃えて手続きしてください。手続き完了後、指定の申請者本人名義の口座に振り込みます。初回は6月下旬を予定しています。

2-5 貸与された修学資金の返還方法

貸与期間満了の6か月後から返還を開始し、10年以内に年賦又は月賦で口座振替により返還することになります。

※注意事項※

- 入学準備金と修学資金は両方を申請することができます。その場合、共通する書類（源泉徴収票等の写）を兼用することができます。申請者は、入学準備金は保護者、修学資金は学生本人です。
- 申請書類は、黒のボールペンで楷書で丁寧に記載し、記載を誤った場合は修正液等を使わずに二重線で消し、申請書に押印した印を訂正印として押印してください。なお、提出された申請書類はお返ししませんのでご了承ください。
- 父または母が無収入で源泉徴収票等に被扶養者であることが明記されている場合は、扶養されている方の所得を証明する書類を省略することができます。ただし、扶養控除対象として認められる範囲内の額でも何らかの収入がある場合は提出が必要となります。
- 対象となる学校は、学校教育法に定める学校ですが、一部の省庁大学校は対象となる場合があります。
- 締切後に審査等を行い貸与者を決定しますので、申請者全員が貸与を受けられるわけではありません。
- ご不明な点がございましたら、奥州市教育委員会事務局教育総務課総務係（直通34-1319）にお問い合わせください。